

議案第 8 1 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～26 [略] （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の <u>延長等</u> の特例） 27 世帯主等が法附則第 4 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける場合における附則第 1 4 項（附則第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 1 4 項中「 <u>第 3 5 条第 1 項</u> 」とあるのは「 <u>第 3 5 条第 1 項</u> （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「 <u>租税特別措置法</u> 」とする。	附 則 1～26 [略] （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の <u>延長</u> の特例） 27 世帯主等が法附則第 4 4 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 1 4 項（附則第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 1 4 項中「 <u>第 3 6 条</u> 」とあるのは「 <u>第 3 6 条</u> （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「 <u>租税特別措置法</u> 」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第 2 7 項の規定は、

平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。